

江戸川区議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十五年二月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

江戸川区議会議員の報酬の特例措置を一年間延長する必要があるため、本案を提出いたします。